



島根県報

平成29年5月9日（火）

第2,901号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(")	3
保安林の指定（3件）	(森 林 整 備 課)	3

【公 告】

平成30年度島根県立農林大学校の学生募集	(農 業 経 営 課)	5
都市計画の変更案の縦覧（4件）	(都 市 計 画 課)	11

【人委規則】

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		13
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則		13

告 示

島根県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田斐伊川以北土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

森脇 善男 出雲市灘分町1053番地
福田 節朗 出雲市灘分町1170番地
京極 弘幸 出雲市灘分町1868番地
多久和修一 出雲市灘分町1230番地
高橋 道德 出雲市灘分町1343番地
多久和 昌 出雲市灘分町1972番地
常松 光政 出雲市灘分町2012番地
岩浅 英人 出雲市灘分町1627番地
田中 周二 出雲市灘分町1801番地
福間 修司 出雲市灘分町2271番地
岡田 直行 出雲市灘分町2506番地
高橋 満 出雲市灘分町2470番地
坂本 春夫 出雲市平田町7257番地
藤江 宏茂 出雲市平田町5798番地
長岡 信宏 出雲市平田町2722番地
坂本 和広 出雲市園町1256番地
曾田 收 出雲市鹿園寺町19番地

監事

三代 幾夫 出雲市西代町237番地
久家 昇 出雲市灘分町813番地
多々納誠司 出雲市灘分町1595番地
渡部智登志 出雲市灘分町2388番地

2 就任年月日

平成29年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

森脇 善男 出雲市灘分町1053番地
土江 晃徳 出雲市灘分町1293番地
日野 和則 出雲市灘分町1865番地
多久和修一 出雲市灘分町1230番地
土江 武夫 出雲市灘分町1386番地

長廻 毅 出雲市灘分町1941番地
 常松 光政 出雲市灘分町2012番地
 足立 裕治 出雲市灘分町1605番地
 田中 周二 出雲市灘分町1801番地
 松浦 史生 出雲市灘分町2360番地
 岡田 直行 出雲市灘分町2506番地
 須谷 充郎 出雲市灘分町2455番地
 土江 朝男 出雲市平田町5805番地
 臼井 敏郎 出雲市平田町5555番地
 橋本 忍 出雲市園町1191番地 1
 曾田 教夫 出雲市鹿園寺町23番地

監事

久家 昇 出雲市灘分町813番地
 久家 繁信 出雲市灘分町46番地
 久野 章 出雲市灘分町1571番地
 松浦 雅巳 出雲市灘分町2361番地

島根県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥原地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町南講武字小谷465、467、469から471まで、473、473－1、474、475（次の図に示す部分に限る。）、字御崎谷1061、1062－1、1065、1066、1066－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町南講武字小谷483-5、字御崎谷1067-2、1067-3、字成丈1068-4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市大社町遙堪字湯屋谷1304-3、1911-1、1911-2、1911-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

平成30年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により公告する。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
農業科	有機農業	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
	野 菜			
	花 き			
	果 樹			
林業科	肉用牛	10人		

3 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成30年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは平成30年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成29年9月27日（水）から10月11日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月11日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

平成29年10月25日（水）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成29年11月15日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)の(ア)に定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)の(イ)に定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成30年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成30年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)の(ア)に定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)の(ア)に該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得で

きない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

- (エ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- (オ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

- (ア) 前期試験 平成29年11月8日（水）から同月22日（水）17時まで
 - (イ) 後期試験 平成30年1月12日（金）から同月26日（金）17時まで
- 後期試験は、試験実施科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

前期試験 平成29年12月6日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成30年2月14日（水）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、自己推薦入学検定及び一般入学検定前期試験の結果により決定する。

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ロ) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(ハ) 後期試験実施科の発表

a 日時

平成29年12月22日（金）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(ア) 日時

前期試験 平成29年12月22日（金）10時

後期試験 平成30年2月21日（水）10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(ア)及び(イ)の要件を、林業科にあつては次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす者とする。

- (ア) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者
松江地域農業再生協議会

安来地域農業再生協議会
雲南市農業再生協議会
奥出雲町地域農業再生協議会
飯南町地域農業再生協議会
出雲市農業再生協議会
斐川町地域農業再生協議会
大田市農業再生協議会
川本町地域農業再生協議会
美郷町農業再生協議会
邑南町農業再生協議会
浜田市農業再生協議会
江津市農業再生協議会
益田市農業再生協議会
津和野町農業再生協議会
吉賀町農業再生協議会
島前地域農業再生協議会
隠岐の島町地域農業再生協議会

- (イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業者」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者
- (ロ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの
- a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (ア) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。
なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(ロ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業者若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）
- e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(イ) 出願期間

平成29年9月27日（水）から11月22日（水）17時までとし、郵送の場合は、11月22日までの消印があるものは有効とする。

(ロ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日からおおむね2週間以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(9) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

b アの(7)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

アの(4)又は(9)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）

d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

平成29年9月27日（水）から10月11日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月11日までの消印があるものは有効とする。

(9) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

平成29年10月25日（水）9時30分から16時まで及び同月26日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成29年11月15日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のイに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のイの(ウ)の a 又は(2)のイの(7)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成29年11月8日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成29年11月15日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 平成29年12月13日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成30年2月23日（金）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

a 日時

前期試験 平成29年12月22日（金）10時

後期試験 平成30年 3 月 2 日（金）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

ウ 自己推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成29年11月 8 日（水）及び同月 9 日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

b 場所

大田市波根町970番 1 島根県立農林大学校

c 検定

適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成29年11月15日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形 2 号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル 1 枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼り付けたもの）を同封すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

益田都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び益田市都市整備課

4 縦覧期間

平成29年 5 月 9 日から同月23日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

広瀬都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

広瀬都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに安来市都市政策課及び広瀬地域センター

4 縦覧期間

平成29年 5 月 9 日から同月23日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

津和野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

津和野都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び津和野町総合窓口

4 縦覧期間

平成29年 5 月 9 日から同月23日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
六日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
六日市都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び吉賀町企画課
- 4 縦覧期間
平成29年5月9日から同月23日まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月9日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第14条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 前各号に規定するもののほか、職員の任用に関する権限を委任する規則(昭和37年島根県人事委員会規則第7号)第2条第1項の規定により、任命権者に採用の選考に関する権限を委任している職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月9日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則(昭和37年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第3条及び第4条に規定する任期を定めた採用の選考

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 中山間地域研究センター企画情報部に勤務する研究員の職(地域研究スタッフに限る。)への採用の選考
第3条第1項第1号中「第18条第1項」を「第18条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
